太田市告示第９３号

太田市国民健康保険税滞納者対策実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年６月２２日

太田市長　穂　積　昌　信

太田市国民健康保険税滞納者対策実施規程の一部を改正する告示

太田市国民健康保険税滞納者対策実施規程（平成１７年太田市告示第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「(様式第１号)」を削り、同条第２項中「６月を超えているもの」を「１年を経過するまでの間に国保税の納付に資する取組を行ってもなお国保税を納付しないもの」に改め、同条第３項中「第１２条」を「第１１条」に改める。

第４条及び第５条を削る。

第６条第１項中「前条第３項に該当すると認めるときは、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める届出書」を「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該世帯主に対して国民健康保険被保険者の原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書（様式第１号）又は国民健康保険被保険者の特別事情に関する届出書（様式第２号)」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　法第５４条の３第１項に規定するその世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）による一般疾病医療費の支給その他省令で定める医療に関する給付（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯の世帯主

⑵　国保税の滞納につき、令第２８条の６に規定する次に掲げる特別の事情（以下「特別の事情」という。）があると認められる場合

ア　世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

イ　世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

ウ　世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

エ　世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

オ　アからエまでに類する事由があったこと。

第６条を第４条とする。

第７条第１項中「第５条第１項の」を「対象」に、「被保険者証の返還を求め」を「法第５４条の３第１項又は第２項の規定を適用し」に、「あて」を「宛て」に改め、同条第２項中「様式第４号」を「様式第３号」に改め、同条第３項中「様式第５号」を「様式第４号」に改め、同条を第５条とする。

第８条の見出し及び同条第１項中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条第２項中「被保険者証」を「資格確認書」に、「様式第６号」を「様式第５号」に改め、同条第３項中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（特別療養費の支給に係る事前通知）

第７条　市長は、第５条第３項の規定により提出された弁明書によってもなお国保税の滞納が不当であると認めるとき、又は当該世帯主が期限までに弁明書を提出しないときは、法第５４条の３第３項の規定により、あらかじめ当該世帯主に対して、特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第６号）により特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該世帯に属する被保険者が次の各号

に該当するときは、当該各号に規定する被保険者を除く被保険者に係る事前通知書を交付する。

⑴　原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者

⑵　１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある者

第９条の見出し中「資格証明書」を「資格確認書（特別療養）」に改め、同条第１項中「前条」を「第６条」に、「被保険者証」を「資格確認書」に、「資格証明書」を「資格確認書（特別療養）」に改め、同条第２項中「資格証明書」を「資格確認書（特別療養）」に、「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条第３項中「原爆一般疾病医療費の支給等の給付を受けることができる」を「前条第２項各号のいずれかに該当する」に、「市長は、当該世帯主に対し国民健康保険被保険者の原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書を提出させる」を「当該被保険者に対して療養の給付等を行う」に改め、同条第４項中「被保険者に係る被保険者証及び当該被保険者を除く被保険者に係る資格証明書を交付するものとする」を「世帯主とその世帯に属する被保険者に対して療養の給付等を行わなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該世帯の一部の被保険者が同項第２号に該当する場合は、当該被保険者に係る療養の給付等を行わなければならない。

第９条第４項を同条第６項とし、同条第５項中「被保険者証」を「資格確認書」に、「資格証明書」を「資格確認書（特別療養）」に改め、同項を同条第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

５　特別療養費の支給を受けている世帯主が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに第４条第１項の届出書を市長宛てに提出しなければならない。

⑴　特別の事情があるとき。

⑵　その世帯に属する被保険者が、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったとき。

第９条を第８条とする。

第１０条の見出し、同条第１項及び第２項中「一時差止」を「一時差止め」に改め、同条第３項中「保険給付の一時差止」を「保険給付の一時差止め」に、「保険給付一時差止通知」を「保険給付一時差止め通知」に改め、同条第４項中「第５条第３項第２号に定める特別の事情（以下単に「特別の事情」という。）」を「特別の事情」に、「一時差止」を「一時差止め」に改め、同条第５項中「一時差止」を「一時差止め」に改め、同条第６項中「一時差止」を「一時差止め」に、「資格証明書の交付」を「特別療養費の支給」に、「被保険者証を交付する」を「療養の給付等を行う」に改め、同条を第９条とする。

第１１条第１項中「資格証明書の交付」を「特別療養費の支給」に、「一時差止」を「一時差止め」に改め、同条を第１０条とし、同条の次に次の１条を加える。

（療養の給付等に係る事前通知）

第１１条　市長は、特別療養費の支給を受けている世帯主が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第５４条の３第５項の規定により、あらかじめ当該世帯主に対して、療養の給付等に係る事前通知書（様式第９号）により療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

⑴　滞納している国保税を完納したとき。

⑵　滞納税額の著しい減少があったとき。

⑶　特別の事情があると認められるとき。

⑷　その世帯に属する被保険者が、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったとき。

第１２条を削る。

様式第１号から様式第９号までを次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

国民健康保険被保険者の原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書

<table>
<tr><td>被保険者記号番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>世帯主氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者の氏名等</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td colspan="2">生年月日</td><td colspan="2">個人番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">上記被保険者の受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称</td></tr>
<tr><td colspan="6">※　裏面の該当医療等の名称をこの欄に記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり、別紙証拠書類を添えて届け出ます。

年　月　日

(宛先)太田市長

住　所
世帯主　氏　名
電話番号</td></tr>
</table>

記　入　上　の　注　意

原爆一般疾病医療費の支給等は、次のとおりとする。

なお、該当者については、受給者証等確認できる書類を提示してください。

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療の支給

2　児童福祉法の小児慢性特定疾病医療費の支給、医療に係る療育の給付、肢体不自由児通所医療費の支給、障害児入所医療費の支給

3　予防接種法の医療費の支給

4　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療費の支給、療養介護医療費の支給、基準該当療養介護医療費の支給

5　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により費用の負担が行われる医療に関する給付

6　麻薬及び向精神薬取締法により費用の負担が行われる医療に関する給付

7　母子保健法の養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給

8　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の医療費の支給

9　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により費用の負担が行われる医療に関する給付

10　石綿による健康被害の救済に関する法律の医療費の支給

11　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の医療費の支給

12　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の定期検査費の支給、母子感染防止医療費の支給、世帯内感染防止医療費の支給

13　難病の患者に対する医療等に関する法律の特定医療費の支給

14　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の医療費の支給

15　国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額医療費の支給

16　児童福祉法第21条の6の措置（同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。）、同法第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置、同条第2項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第33条の一時保護に係る医療の給付

17　身体障害者福祉法の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付

18　特定疾患治療研究事業による治療研究に係る医療費の給付

19　毒ガス障害者救済対策事業による医療費の支給

20　先天性血液凝固因子障害等治療研究事業による治療研究に係る医療の給付

21　水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費の支給

22　茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業による医療費の支給

23　メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業による研究治療費の支給

24　感染症対策特別促進事業による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付

25　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費の支給

様式第2号(第4条関係)

国民健康保険被保険者の特別事情に関する届出書

被保険者記号番号			
世帯主氏名		生年月日	年　月　日
個人番号			
住所			
1 施行令に定める特別な事情 (該当する番号に○印をつけて下さい。)	1　世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 2　世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3　世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4　世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5　1から4までに類する事由があったこと。		
2 保険税を納付することができない理由			

上記のとおり別紙証拠書類を添えて届出いたします。

年　月　日

(宛先) 太田市長

世帯主　住　所

氏　名

電話番号

記入上の注意

1　「施行令に定める特別な事情」に該当した世帯主は、その状況を「保険税を納付することができない理由」欄に具体的に記載してください。

2　証拠書類としては、次のような書類を添付してください。

(1) 火災証明書(特別事情1の時)

(2) 盗難証明書(特別事情1の時)

(3) 医師の診断書（特別事情2の時)

(4) 破産証明書(特別事情3、4の時)

(5) 資産保有状況届(特別事情3、4の時)

(6) その他特別事情を証明する書類

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

（納税義務者）

様

太田市長　　印

弁明の機会の付与通知書

次のとおり、あなたに対する不利益処分について、行政手続法第30条の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令又は条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年　　月　　日（　）
備考	あなたは、弁明について代理人を選任することができます。この場合、委任状を提出してください。

様式第4号（第5条関係）

弁　　明　　書

年　　月　　日

（宛先）太田市長

住　　所

世帯主氏名

電 話 番 号

行政手続法第29条第1項の規定により、次のとおり弁明します。

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 内 容	
証拠書類等の名称	

備考

1　弁明の内容の欄に記載することができないときは、別紙に記載し添付してください。

2　提出する証拠書類があるときは、添付してください。

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

（納税義務者）

様

太田市長　　印

国民健康保険資格確認書の返還について（通知）

あなたの世帯は、国民健康保険税を正当な理由なく長期にわたって滞納していますので、国民健康保険法施行規則第27条の５の２第１項の規定に基づき、下記のとおり資格確認書を返還されますよう通知します。

記

１　記号番号

２　返 還 先　　太田市　国民健康保険課

３　返還期限　　年　　月　　日（　）

４　そ の 他

国民健康保険資格確認書を返還したときは、引換えに資格確認書（特別療養）を交付いたしますので、医療機関で診療等を受けるときは、資格確認書（特別療養）を医療機関に提示してください。（資格確認書（特別療養）で診療等を受けるときは、全額自己負担となりますのでご注意願います。）

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、群馬県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、太田市を被告として（訴訟において太田市を代表する者は太田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号（第7条関係）

年　　月　　日

（納税義務者）

様

太田市長　　印

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することになりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1　特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2　日付

年　　月　　日

〈注意事項〉

① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

・滞納している保険税を納めたとき。

・災害その他特別の事情が生じたとき。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき。

様式第7号（第9条関係）

年　　月　　日

（納税義務者）

様

太田市長　　印

保険給付の一時差止めについて（通知）

あなたは、正当な理由なく国民健康保険税を長期にわたって滞納していますので、国民健康保険法第63条の2第2項の規定に基づき、　　年　　月　　日以降、本来あなたが受給するはずの保険給付を一時差し止めます。

一時差止めの対象となる保険給付の種類は、下記のとおりとします。

なお、この通知を受け取ってから滞納となっている国民健康保険税（延滞金を含む。）を完納したときは、一時差止めは解除され、療養の給付等を行います。

記

保険給付の種類	保険給付の内容・金額等
1 2 3 4	

様式第８号（第 10 条関係）

年　　月　　日

（納税義務者）

様

太田市長　　印

保険給付の一時差止め額の滞納税への充当について（通知）

あなたは、正当な理由なく国民健康保険税を長期にわたって滞納しており、本来あなたが受給できるはずの保険給付を一時差し止められていますが、国民健康保険法第 63 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり保険給付を滞納となっている国民健康保険税（延滞金を含む。）に充当します。

記

１　充当する根拠

２　納期限等

納　期　限	滞 納 税 額	納　期　限	滞 納 税 額

３　充当する保険給付の種類・金額等

一時差止めとなっている保険給付の		円
種類・金額　(A)		円
年　月　日現在滞納税額　(B)		
保険給付から国民健康保険税への充当額　(C)		
滞納税額の残額　(B–C)		
保険給付の本人への差額還付額　(A–C)		

様式第9号（第11条関係）

年　　月　　日

（納税義務者）

様

太田市長　　印

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第4項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1　療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2　日付

年　　月　　日

〈注意事項〉

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。